湯河原町指定給水装置工事事業者の指定（更新）申請

1　湯河原町指定給水装置工事事業者の指定（更新）申請をするとき

新たに湯河原町町営水道の給水装置工事事業者の指定を受けようとする時は、湯河原町公営企業管理者あてに指定の申請をしてください。また、指定を受けた後も、個人が法人になった場合や個人が死亡し相続人が事業を継ぐ場合には、新規の指定を受けることになります。

水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の指定の有効期間は５年とされ、有効期間内に更新を受けない場合には、その効力を失います。

なお、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令」が令和２年 12 月 25 日に施行されたため、申請書等への押印は不要です。

2　申請事項　――――――――――――　湯河原町指定給水装置工事事業者規程第４条

①　氏名又は名称

②　住所(本店)

③　法人にあっては、代表者の氏名

④　湯河原町町営の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地(本店も事業を行う場合は本店も含む)

⑤　それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号

⑥　機械器具の名称、性能及び数

⑦　事業の範囲

⑧　法人にあっては、役員の氏名(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

3　指定の基準　――――――――――――　湯河原町指定給水装置工事事業者規程第５条

(1)　事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置いていること。

(2)　次に掲げる機械器具を有していること。

・金切りのこその他の管の切断用の機械器具

・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

・水圧テストポンプ

(3)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法第 25 条の３第１項第３号イに規定する厚生労働省令で定めるもの

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがな

くなった日から２年を経過しない者

エ　指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない者

オ　その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおよれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4　新規指定の手続き

(1)　受付

受付場所 ⇨ 湯河原町水道課

手 数 料 ⇨ １０，０００円

＊　この手数料は、審査手数料のため、審査の結果指定を受けることができなかった場合でも原則として還付しません。

受付時期 ⇨ 随時受付

提出書類

イ　指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第１)
ロ　機械器具調書(別表)
ハ　誓約書(様式第２)
ニ　住民票の写し（個人)－３月以内に発行されたもの
ホ　登記簿謄本(法人)－３月以内に発行されたもの
ヘ　定款又は寄附行為(法人)
ト　給水装置工事主任技術者免状の写し
＊　個人－イ、ロ、ハ、ニ、ト(５種類)
　　法人－イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト(６種類)

（※　指定を受けた日から 14 日以内－主任技術者選任届出書)

(2)　指定の通知、事業者証の交付

指定の通知を送付し、受付場所において湯河原町水道指定給水装置工事事業者証を交付します。

＊　湯河原町水道指定給水装置工事事業者証は、紛失又は毀損して再交付を申請した場合、再交付手数料　２，５００　円がかかります。

5　指定更新の手続き

(1)　受付

受付場所 ⇨ 湯河原町水道課

手 数 料 ⇨ 5，000円

＊　この手数料は、審査手数料のため、審査の結果指定を受けることができなかった場合でも原則として還付しません。

受付時期 ⇨ 有効期間満了日の３ヶ月前の日から、有効期間満了日まで

＊　指定の有効期限が満了となる前に更新手続きを行った時は、更新の決定の日にかかわらず、更新後の有効期間は従前の満了日の翌日から５年間となります。

提出書類

イ　指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第１)
ロ　機械器具調書(別表)
ハ　誓約書(様式第２)
ニ　住民票の写し（個人)－３月以内に発行されたもの
ホ　登記簿謄本(法人)－３月以内に発行されたもの
ヘ　定款又は寄附行為(法人)
ト　給水装置工事主任技術者免状の写し
チ　給水装置工事事業者指定票（原本)

＊　個人－イ、ロ、ハ、ニ、ト、チ(６種類)
　　法人－イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ(７種類)

(2)　営業内容等の確認について

事業の運営に関する基準（水道法第 25 条の 8 及び水道法施行規則第 36 条）に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するため、次の事項について確認書を提出していただきます。

①　指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
②　指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等)
③　給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
　(外部、自社内研修等の受講)
④　適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
　(配水管への分水栓の取付、配水管のせん孔、給水管接続の経験の有無)

＊　上記の各確認事項については、公表の可否を確認させていただいた上で、町営水道のホームページ等で公表します。

(3)　指定

①　指定の通知、指定工事業者証の交付

指定の通知を送付し、受付場所において湯河原町水道指定給水装置工事事業者証を交付します。

＊　湯河原町水道指定給水装置工事事業者証は、紛失又は毀損して再交付を申請した場合、再交付手数料　２，５００　円がかかります。

(4)　指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請が無い場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

指定の有効期間は休止中も含むため（違反行為による業務自粛期間同様)、休止及び自粛中により、申請を失念した場合も同様の取り扱いとなります。

再度、指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。なお、指定取り消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

申請書類に関する留意事項

申請書等は、申請者が作成するものであり、水道法施行規則の様式にそったものであれば構いません。（湯河原町水道課でも申請書等を配布します。）

作成の際には、記入はすべて申請者が行い、記載例を参考に不備の無いよう十分に確認のうえ提出してください。

留意事項

共通事項

＜日付＞

・日付は、必ず届出日を記入してください。

＜申請者＞

・個人営業の場合、氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称がない場合は、氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。

・住所は、個人の場合は住民票記載の住所を、法人の場合は登記事項証明書の本店の住所を記入してください。

指定申請書

＜電話番号＞

・申請書空欄に、申請者の電話番号を記入してください。

＜役員＞

・法人のみ記入してください。

・登記簿に掲載されている役員全員を記入してください。（合名・合資会社では、業務執行社員、株式・有限会社では、代表取締役・取締役・監査役となります。）

＜事業の範囲＞

・給水装置工事の事業を行うものであることを確認するものです。

・定款又は寄附行為、登記事項証明書上の「目的」を記入してください。

＜事業所＞

・湯河原町町営水道の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。

・給水区域内で工事を行う事業所（本店も含む）が複数の場合は、それらの事業所全てを記入してください。３以上ある場合は、様式を適宜追加してください。

機械器具調書

・法で定められた４種の機械器具が、各一台以上あるようにしてください。

・形式、性能は、記入できる範囲で届け出てください。（電動・エンジン付きの工具については、作業能力又は型式を記入してください。）

様式第１（水道法施行規則第18条関係）　**記　載　例**

湯河原町指定給水装置工事事業者指定申請書

（　新　規　・　更　新　）

全て申請者が記入

届出の日付を記入

様

空欄に電話番号を入れる

○ 年 △ 月 × 日

個人は「名称」

申請者　氏名又は名称　湯河原水道株式会社

本店の住所

住　　所　足柄下郡湯河原町中央二丁目２番地１

代 表 者 氏 名　湯河原　太郎

水道法第 16 条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="4">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ
氏　　名</td><td colspan="2">フリガナ
氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表取締役
ユガワラ　タロウ
湯河原　太郎
取締役
ユガワラ　イチロウ
湯河原　一郎
取締役
ユガワラ　ハナコ
湯河原　花子</td><td colspan="2">監査役
ユガワラ　サブロウ
湯河原　三郎
法人のみ記入
登記事項証明書上の役員を全員記入</td></tr>
<tr><td>事　業　の　範　囲</td><td colspan="3">・給排水衛生設備工事業
・冷暖房設備工事
・土木建設工事の請負
法人の場合には定款等における目的の内容を記入</td></tr>
<tr><td>機械器具の名称、性能及び数</td><td colspan="3">別表のとおり</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表（水道法施行規則第 18 条関係）

機　械　器　具　調　書

○ 年 △ 月 × 日　現在

種　　別	名　　称	型式、性能	数　量	備　　考
管の切断用の機械器具	金のこ		2	
	旋盤		1	
管の加工用の機械器具	やすり		3	
	カッター		1	
管の接合用の機械器具	パイプレンチ		1	
	スパナ		2	
水圧テストポンプ	○□△手動式	ＡＢ－５０Ｃ	1	

４種、各１台以上ずつ

水道法施行規則の具体例と同様のものあるいは同等以上のもの

電動、エンジン付きの工具については、作業能力または型式を記入

１台以上あればよい

（注）　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定事項の変更

1　変更届事項　――――――――――　湯河原町指定給水装置工事事業者規程第７条

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、期間内にその旨を湯河原町公営企業管理者に届け出なければならない。

＊個人及び法人

①　氏名又は名称(法人で、(有）から（株）へ組織変更又は合名・合資会社間で組織変更した場合を含む。)

②　住所(本店)

③　事業所の名称又は所在地(事業所の増減を含む。)

④　選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

＊法人のみ

⑤　代表者の氏名(役員でなかった者が代表者となった場合は、役員の変更でもあるので、誓約書も添付する。)

⑥　役員の氏名(役員の増減を含む。)

2　提出書類

①②　――　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
＋　（水道法施行規則様式第 10）
住民票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・個人
定款又は寄附行為及び登記簿謄本・・・・・・・法人
＋
指定給水装置工事事業者指定票

③④　――　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

⑤　――――　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
＋定款又は寄附行為及び登記簿謄本

⑥　――――　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書＋誓約書＋登記簿謄本

3　期日・届出先

変更のあった日から 30 日以内、湯河原町水道課に提出する。

（提出時に期限内の届出かどうかを確認してください。）

廃止・休止・再開

１　廃止・休止、若しくは再開事項 ―― 湯河原町指定給水装置工事事業者規程第７条

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を廃止・休止、若しくは再開したときは、湯河原町公営企業管理者に届け出なければならない。

２　提出書類

提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（水道法施行規則様式第 11）
＋　湯河原町水道給水装置工事事業者証

期日・提出先

廃止、休止の日から 30 日以内に湯河原町水道課に届出
（期限内の届出かどうか確認してください。）

＜廃止について＞

事業を廃止した場合は、期限内に廃止の届出をしなければなりません。

＊　指定給水装置工事事業者制度では、指定の承継という扱いがないため、旧登録業者制度のもとで承継として扱っていた次の場合で、続けて指定業者として事業を行いたい者については、廃止の届出後改めて指定の申請をしなければなりません。

①　個人で営業している場合で、新たに法人を設立したとき（有限会社から株式会社への組織変更、合名・合資会社間の組織変更は「指定事項の変更」となり、指定の申請は必要ありません。）

②　他の法人と合併し、新しい法人となったとき

③　個人で営業していた者が死亡し相続人等が事業を継続して行うとき

＜休止について＞

指定の要件を満たせなくなったとき（指定から 14 日以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、期限内に事業の休止の届出をしなければなりません。再開の届出を出せば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行えます。

様式第１（水道法施行規則第 18 条関係）（表　面）

湯河原町指定給水装置工事事業者指定申請書
（　新　規　・　更　新　）

湯河原町公営企業管理者　様

年　　月　　日

申請者　氏名又は名称

住　　所

代 表 者 氏 名

水道法第16条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏　　名	フリガナ 氏　　名

事　業　の　範　囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

（裏　面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上　記　事　業　所　の　所　在　位　置	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上　記　事　業　所　の　所　在　位　置	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第２（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓　約　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

申請者

氏名又は名称

住　所

代表者氏名

湯河原町公営企業管理者　様

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第 18 条関係）

機　械　器　具　調　書

年　　月　　日　現在

種　　別	名　　称	形式、性能	数　量	備　　考

（注）　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第３（水道法施行規則第 22 条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

湯河原町公営企業管理者　様

年　　月　　日

届出者

水道法第 25 条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の　選任　解任　の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任･解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第10(水道法施行規則第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

湯河原町公営企業管理者　様

年　　月　　日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住　　所	
フリガナ 代表者の氏名	

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日

(備考)　この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第11(水道法施行規則第35条関係)

指定給水装置工事事業者　廃止／休止／再開　届出書

湯河原町公営企業管理者　様

年　　月　　日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の　廃止／休止／再開　の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考)　この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

湯河原町指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年　　月　　日

湯河原町公営企業管理者　様

氏名又は名称

住　　所

代 表 者 氏 名

1　業務内容

営業時間		時　　分　～　　時　　分 その他（　　）
休業日		□土曜日　□　日曜日　□　祝日 □年末年始　□　その他（　　）
対応工事種別		□　配水管から分岐　～　水道メーター □　水道メーター　～　宅内給水装置 □　その他（　　）
修繕	漏水修繕対応の可否	□可　□　不可
	修繕対応時間	□２４時間　□　営業時間(　時　分 ～　時　分) □その他（　　）
	対応工事種別	□屋内給水装置の修繕　□　宅内埋設部の修繕 □その他
上記内容の公表の可否		□可　□　不可

注１　公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

２　業務内容に変更が生じた場合は、速やかに湯河原町公営企業管理者にその旨を届け出るようお願いします。

2　神奈川県内の水道事業管理者が合同で実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

直近の受講年月日	年　月　日　・　未受講
未受講の場合はその理由（公表対象外）	
受講実績の公表可否	□可　□　不可

注　受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

３　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修会の受講実績（過去５年以内）

受講者 （公表対象外）	研修会名及び実施団体名 （自社内研修は研修内容を記載）	受講年月日
上記内容の公表可否	□可　　□　不可	

注１　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

２　行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

４　過去１年以内の配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配管への取り付け口から水道メーターまでの工事について適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□　配水管から分岐～水道メーターの工事を施工しないため不要

□　次のとおり報告します。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付けとせん孔及び給水管の接合のいずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか		最終工事年度
		○×を記入	保有している資格等の名称	
上記内容の公表可否		□可　　□不可		

注１　過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

２　保有する資格等の名称には、以下の下線で示した保有資格等を記載してください。

(1)　職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条の規定による<u>配管技能士</u>

(2)　職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の<u>配管科の課程修了者</u>

(3)　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定の合格者（配管技能者<u>講習会修了者</u>、配管技能<u>検定会合格者</u>、配管<u>技能者認定</u>）

３　資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

４　行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。